

職場内での掲示・回覧をお願いいたします。

全国健康保険協会 静岡支部
協会けんぽ

さくっとたった30分!

オンライン特定保健指導

のススメ

お忙しいあなたに

協会から事業所に特定保健指導のご案内が届いている方(いわゆるメタバの方)にお知らせです。

「感染が気になるので、病院にはできるだけ行きたくない」

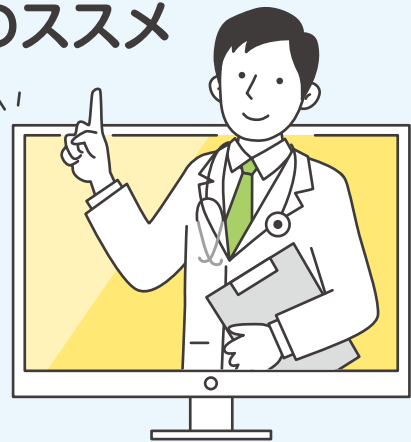
「職場で受けるのは恥ずかしい」

「仕事が忙しくて、時間が取れない」

そんな方におすすめなのが、いつでも好きなところで受けられる

オンライン特定保健指導!

新年度を迎えて心機一転、体も心もすっきりさせてみませんか?



協会では、以下の機関と契約しています。一部の機関で、土日・夜間の対応も可能です。



市区町	委託保健指導機関名	電話【()は受付時間】
三島市	芹沢病院	055-986-1075 (9時~17時)
沼津市	聖隷沼津健康診断センター	055-952-1037 平日(8時30分~16時30分) 土(8時30分~11時30分)
富士市	共立蒲原総合病院	0545-81-3325 (13時~16時30分)
	富士いきいき健康サポートセンター	0545-73-1911 (8時30分~16時45分)
静岡市葵区	キープフィット	054-277-9215 (9時~17時)
	静岡県予防医学協会 静岡事務所	0120-39-6460 (9時30分~16時45分)
	聖隷静岡健診クリニック	0120-996-650 (9時~16時30分)
静岡市駿河区	聖隷健康サポートセンターShizuoka	054-280-6222 (9時~16時30分)
焼津市	一般社団法人焼津市医師会	054-621-2727 (9時~17時30分)
藤枝市	静岡県予防医学協会総合健診センター(ヘルスポート)	0120-39-6460 平日(9時30分~15時30分)
浜松市東区	静岡県予防医学協会 浜松健診センター	053-422-7800 (9時~17時)
浜松市南区	すずかけセントラル病院	0120-771-804 (13時~17時)
浜松市中区	聖隷健康診断センター(住吉)	053-412-2525 (9時~16時30分)
	(株)杏林堂薬局本社	0120-392-461 平日(9時~18時) 音声案内「9」を選んでください。
浜松市北区	聖隷予防検診センター(三方原)	053-412-2525 (9時~16時30分)
湖西市	浜名病院健診センター	053-573-3700 (8時15分~17時)
県外	横浜リーフみなとみらい健診クリニック	045-651-1573 (8時45分~16時30分)

特定保健指導に関するお問い合わせ先
保健グループ/TEL.054-275-6605

お問い合わせ、お申し込みは各機関に直接お願いいたします。



一人一人の取組が保険料の引き下げにつながります

インセンティブ制度

協会けんぽでは、健康に関する5つの評価指標について、加入者および事業主の皆さまの取組結果に応じて、上位の支部にインセンティブ（報奨金）を付与し、健康保険料率に反映させる**インセンティブ制度**を導入しています。

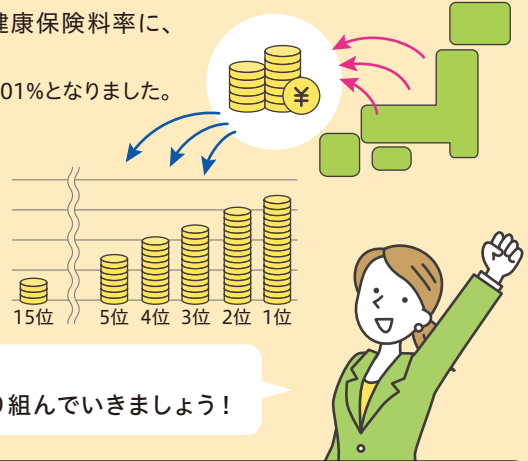
インセンティブ付与の仕組み（令和5年度の場合）

1 全国の加入者および事業主の皆さまに納付していただいている健康保険料率に、制度の財源として**0.01%**（※1）を盛り込みます。

※1 令和2年度から4年間かけて段階的に導入されており、令和5年度から0.01%となりました。

2 評価指標の実績に応じて各支部の得点を出します。その得点をもとにランク付けを行い、上位の支部（※2）に**1**を財源としたインセンティブ（報奨金）を付与することで健康保険料率を引き下げます。

※2 令和4年度実績分（令和6年度の健康保険料率に反映）より、対象が上位23支部から上位15支部に変更されます。



ランク付けは、以下の5つの評価指標に基づいて行われます。
引き続きインセンティブの獲得を目指して、協会けんぽと一緒に取り組んでいきましょう！

5つの評価指標

1 特定健診等の受診率

1年に1回は健診（被保険者は生活習慣病予防健診、被扶養者は特定健診）を受けましょう。
事業主様は、加入者様（40歳以上）の健診結果を協会けんぽにご提供ください。

2 特定保健指導の実施率

生活習慣の改善が必要な方は、特定保健指導を受けましょう

3 特定保健指導対象者の減少率

特定保健指導の対象者とならないよう、日頃から健康的な生活習慣を心がけましょう。

4 医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率

「要治療」「要精密検査」の判定を受けた方は、医療機関を受診しましょう。

5 後発医薬品の使用割合

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用について、積極的に医師や薬剤師に相談しましょう。

令和4年度の評価より変更

これまでは受診勧奨通知後3か月以内の受診率を評価していましたが、令和4年度以降は新たに健診受診後から受診勧奨通知を送付するまでの期間の医療機関受診率も含めて評価します。

インセンティブ制度について詳しくはこちら



お願い

ご退職後の**保険証返却**にご協力ください

退職された方・被扶養者ではなくなった方の保険証回収にご協力をお願いいたします。

保険証の返却方法

日本年金機構名古屋広域事務センターまたは管轄の年金事務所に提出する「資格喪失届」「被扶養者異動届」に添付する

※電子申請の場合は、申請後、速やかに日本年金機構へ保険証を郵送してください。

※保険証を回収できない場合は、必ず日本年金機構に「被保険者証回収不能届」をご提出ください。

発行者:

 **全国健康保険協会 静岡支部**
協会けんぽ

〒420-8512
静岡市葵区呉服町1-1-2 静岡呉服町スクエア
054-275-6602(企画総務グループ)